

## 【屋外広告物許可申請（新規）手続きについて】

東京都では、**東京都屋外広告物条例（以下条例という）**及び**同施行規則**を定めて、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を目的とした規制を行なっています。広告板・広告塔などの屋外広告物の掲出（表示・設置）にあたっては、条例及び施行規則の基準を遵守してください。

また、屋外広告物（基準内の自家用広告物を除く）の掲出には、掲出場所の区市町村長の許可が必要です。

申請時に必要な書類（各2部ずつ）については、裏面を参照してください。

### \*主な留意点\*

広告物の掲出場所は、**禁止区域又は禁止物件**に該当しないことを確認しましたか？（条例第6条・7条）

→原則として禁止区域・禁止物件には屋外広告物を掲出できません。

禁止区域又は禁止物件への掲出の場合、**適用除外広告物**に該当しますか？

→一定の要件を満たせば禁止区域や禁止物件でも屋外広告物を掲出できる場合があります。（条例第13条～17条）

自家用広告物（自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等）の場合、広告物の合計面積は用途地域や地区によって定められた範囲内ですか？

→自家用広告物の場合、広告物の合計面積が用途地域や地区によって定められた範囲内であれば申請は必要ありません。（規則別表第2）

広告物の大きさ、高さ、合計面積（総量）、色彩等は、全て用途地域・地区や広告物の種類ごとに定められた規格・基準内ですか？

→広告物の掲出にあたっては、条例及び施行規則の基準を遵守してください。（条例第21条）

また、葛飾区では柴又地域について「葛飾区景観地区条例」を定めています。

広告物の高さは4m以下ですか？

→広告物の高さが4mを超える場合は、別途工作物にかかる建築確認申請が必要です。

道路境界線を超えて掲出する広告物がありますか？

→道路上に突出して設置する広告物がある場合、別途道路占用許可申請の手続きをしてください。

**\* 申請時に必要な書類 \***

《必ず提出していただくもの》

- 屋外広告物許可申請書（第1号様式）及び別紙
- 図面（広告物の配置図、立面図、平面図・設計図、着色した意匠図等）
- 案内図（広告物掲出場所付近の地図）
- 「屋外広告業登録通知書」の写し（東京都に登録のもの）

《必要に応じて提出していただくもの》

- 委任状（自由形式）…申請者が申請手続きを他人に委任する場合
- 屋外広告物管理者（※）の資格者証（写）
  - …高さ4m又は面積が10㎡を超える広告塔・広告板、アーチ、装飾街路灯を設置する場合
  - ※該当資格：建築士・電気工事士・(通称)ネオン工事資格者・電気主任技術者・屋外広告士のいずれか
- 工作物確認済証の写し…広告物の高さが4mを超える場合
- 道路占用許可書の写し…広告物が道路上（上空含む）に掲出する場合
- 広告物掲出にかかる承諾書（自由形式）
  - …申請者以外の者が管理又は所有する土地や建物に広告物を掲出する場合
- カラー写真（広告物掲出場所付近の現状のカラー写真）
  - …区の屋外広告物担当者から指示があった場合のみ

《上記に加えて車体利用広告の場合》

- 車体寸法図
- 広告表示面積計算表
- 「屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書」
- 路線図
- 車検証の写し

《問い合わせ先一覧》

- 屋外広告物・道路占用許可申請について : 道路管理課 占用監察係  
電話 03-5654-8379(直通)
  - 工作物にかかる建築確認申請について : 建築課 審査係  
電話 03-5654-8557(直通)
  - 柴又地域の「葛飾区景観地区条例」について : 都市計画課 都市計画係  
電話 03-5654-8328(直通)
  - 用途地域の確認について : 都市計画課 都市計画係  
電話 03-5654-8328(直通)
- 《東京都ホームページ:「屋外広告物のしおり」・申請書様式類のダウンロード》  
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/>